

新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 建築計画の事前公開（第6条・第7条）
- 第3章 計画建築物の届出等（第8条・第9条）
- 第4章 雑則（第10条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴い発生する生活環境等に関する紛争を予防するために必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係、生活環境を確保するとともに、市街地の整備改善に係る合意形成を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中高層建築物 第3条第1項に規定する建築物をいう。
- （2）建築主等 中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。
- （3）近隣 中高層建築物の建築を予定する敷地の境界線から当該中高層建築物の高さの概ね2倍（当該中高層建築物の全てが近隣商業地域のうち容積率が300%の地域、商業地域、工業地域又は用途地域の指定のない区域内にある場合にあっては概ね1.5倍）の範囲をいう。
- （4）近隣関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 近隣に所在する土地又は建築物の全て若しくは一部を所有する者
 - イ 近隣に所在する土地又は建築物の全て若しくは一部を占有する者
 - ウ 近隣に居住する者が所属する自治会又は町内会の代表者
 - エ 中高層建築物の建築工事に伴う騒音、振動等により著しく影響を受けると予測される者
 - オ 中高層建築物によるテレビジョン放送の電波受信障害（以下「電波障害」という。）を受けると予測される者
- （5）紛争 中高層建築物の建築に伴って生ずる生活環境に関する近隣関係者と建築主等との間の争いをいう。

（適用建築物）

第3条 この要綱は、次表の左欄に掲げる用途地域又は区域に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超える建築物を建築する場合について適用する。

用 途 地 域 又 は 区 域	高 さ
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（容積率200%の地域） 準工業地域	10メートル
近隣商業地域（容積率300%の地域） 商業地域 工業地域 用途地域の指定のない区域	15メートル

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により適用される高さが異なる2以上の用途地域又は区域にわたって建築物を建築する場合にあっては、この要綱は、10メートルを超える建築物を建築する場合について適用する。

3 第1項に規定する建築物の高さの算定方法は、次に定めるところによる。

- (1) 当該建築物の地盤面（建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条に規定する地盤面をいう。）から測定する。
- (2) 当該建築物の屋上に階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する部分がある場合において、その部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内であるときは、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

（建築主等の住環境保全努力）

第4条 建築主等は、中高層建築物の設計、工事監理又は工事施工をしようとするときは、当該中高層建築物により生ずる日照、通風及び採光の障害、風害、電波障害並びに建築工事に伴う騒音、振動等による周辺の生活環境に及ぼす影響等について十分配慮し近隣関係者の住環境の保全に努めなければならない。

2 建築主等は、中高層建築物の敷地内を、植栽等により緑化するよう努めるものとする。

（紛争解決の努力）

第5条 建築主等及び近隣関係者（以下「当事者」という。）は、中高層建築物の建築に関し紛争が生じたときは相互の立場を尊重し誠意をもって、当事者により解決するよう努めるものとする。

第2章 建築計画の事前公開

（標識の設置）

第6条 中高層建築物の建築主（以下「建築主」という。）は、建築計画に関する標識（別記様式第1号。以下「標識」という。）を建築予定地内に、その敷地が接する道路ごとに、敷地外から見やすい位置に設置し、当該中高層建築物の建築計画について近隣関係者に事前公開するものとする。

2 建築主は、前項に規定する建築計画を変更した場合は速やかに標識の記載事項を変更するものとする。

- 3 第1項の規定による標識の設置期間は、当該中高層建築物の建築確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）を建築主事又は指定確認検査機関に提出する日の最低30日前から建築予定地内に確認の表示を行う日までとする。

（説明会等の開催）

第7条 建築主等は、前条第1項による標識の設置後速やかに近隣関係者に対し次に掲げる事項について関係図書により説明会等を開催し、建築を計画している中高層建築物（以下「計画建築物」という。）の建築について近隣関係者の了解が得られるよう努力するものとする。

- （1）計画建築物の敷地形態及び当該敷地内における計画建築物の位置
 - （2）計画建築物の用途、規模、構造、工法及び工事期間
 - （3）計画建築物の建築によって生ずる日影の影響
 - （4）計画建築物の建築によって生ずる電波障害の改善方法
 - （5）計画建築物の建築工事による危険防止の方法及び騒音、振動等の防止対策
 - （6）その他近隣関係者が計画建築物の建築により影響を受けることが予測される事項
- 2 建築計画を変更した場合においても、変更した事項について前項に準じ説明会等を開催するものとする。
- 3 計画建築物の高さが、計画建築物の敷地内の既存の建築物の高さを超えない場合、第1項における近隣関係者のうち、第2条第4号ア及びイに規定する者の範囲は、計画建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画建築物の高さの概ね2倍（計画建築物の全てが近隣商業地域のうち容積率が300%の地域、商業地域、工業地域又は用途地域の指定のない区域内にある場合にあっては概ね1.5倍）とする。
- 4 建築主等は、前3項に定めるもののほか近隣関係者から説明の要求があった場合には、速やかに説明会等を開催するものとする。

第3章 計画建築物の届出等

（計画建築物の届出）

- 第8条 建築主は、第6条第1項の規定による標識を設置するときは、あらかじめ標識設置予定届出書（別記様式第2号）に次項第4号アからオまでに掲げる図書を添えて1部市長に提出するものとする。
- 2 建築主は、中高層建築物の確認申請書等を建築主事又は指定確認検査機関に提出する日の10日前までに、計画建築物の届出書（別記様式第3号）に次に掲げる図書を添えて2部市長に提出するものとする。

ただし、電波障害対策の説明を第7条の規定による説明会等と別に行う場合は、第3号の電波障害対策の説明経過報告書を当該説明後、速やかに市長に2部提出するものとする。

- （1）誓約書（別記様式第4号）
- （2）説明会等の経過報告書（別記様式第5号）
- （3）電波障害対策の説明経過報告書（別記様式第6号）
- （4）設計図書等
 - ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる建築物を明示したもの）
 - イ 配置図（建築物、駐車場、駐輪場の位置及び台数並びに敷地内の緑化計画等を明示したもの）
 - ウ 各階平面図（換気扇及び冷暖房設備の室外機等の位置を明示したもの）
 - エ 立面図（4面以上で道路斜線等を明示したもの）
 - オ 断面図（2面以上で道路斜線等を明示したもの）

カ 日 影 図（縮尺６００分の１以上の図面に冬至日の午前８時から午後４時までの日影を受ける建築物の位置を記入したもので、地盤面から４メートルの高さの位置における日影図とする。）

- （５）電波障害予測区域図（一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会認定（旧郵政大臣認定を含む）「ＣＡＴＶ技術者」の調査によるもの）
- （６）電波障害対策計画書（別記様式第７号）
- （７）標識を設置したことを証する遠景及び近景（標識の記載内容が確認できるもの）の写真
- （８）その他市長が特に必要と認めるもの
（建築計画の変更等の指導）

第９条 市長は、計画建築物の届出書の提出があった場合、その計画の実施により近隣関係者の生活環境に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めたときは建築計画の変更等について建築主を指導することができるものとする。

第４章 雑則

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和４９年３月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、昭和６１年６月２日から施行する。
（新潟市中高層建築物の建築指導要綱の廃止）
- ２ 新潟市中高層建築物の建築指導要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和６３年１月４日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成３年４月１日から施行する。
（経過措置）
- ２ この要綱は、平成３年５月１日以降に建築確認申請を行う中高層建築物から適用し、同日前に建築確認申請を行った中高層建築物については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する用途地域に係る同法第２０条第１項の規定による告示の日から施行する。
（経過措置）
- ２ この要綱は、施行の日から３０日を経過した日以降に建築確認申請を行う中高層建築物から適用し、同日前に建築確認申請を行った中高層建築物については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成１２年５月１９日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱の規定は、施行の日以後に建築確認申請を行う中高層建築物から適用し、同日前に建築確認申請を行った中高層建築物について、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第6条関係)

90cm以上

建築計画のお知らせ			
事業計画の概要		配置図	
建築物の名称			
建築予定地の地名地番			
主要用途		敷地面積	m ²
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
構造	造	基礎工法	
階数		高さ	m
住戸数	戸 (内ワンルーム住戸 戸)		
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
建築主	住所 氏名又は名称 電話 ()		
設計者	住所 氏名又は名称 電話 ()		
工事施工者	住所 氏名又は名称 電話 ()		
お問い合わせ先	住所 氏名又は名称 電話 ()		

配置図

建築物の配置図は、敷地面積、延べ面積、階数、高さ、構造、基礎工法、住戸数、着工予定、完了予定、建築主、設計者、工事施工者、お問い合わせ先などの情報を示す。図には、建築物の配置、出入り口、階段、道路幅員、駐車台数、その他が示されている。

年 月 日 設置

90cm以上

180cm以上

90cm以上

(注) 植栽計画を図面に明示してください。

別記様式第2号（第8条関係）

標識設置予定届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

（届出人）住所
氏名
電話（ ）
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

建築物の名称		標識設置予定	年 月 日
建築主の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
設計者の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
施工者の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
建築予定地の 地名地番			
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
用途地域		主要用途	
防火地域		敷地面積	m ²
構造	造	建築面積	m ²
高さ	m	延べ面積	m ²
階数	地上 階、地下 階	建蔽率	%
棟数・戸数	棟 戸 (内ワンルーム 戸)	容積率	%
連絡先	住所 氏名又は名称 電話（ ）		
※ 処理欄（この欄は記入しないでください。）			受付

計画建築物の届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

（届出人）住所
氏名
電話（ ）
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり届出します。

建築物の名称		標 識 設 置	年 月 日
建築主の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
設計者の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
施工者の住所 氏名又は名称	電話（ ）		
建築予定地の 地名地番			
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
用途地域		主要用途	
防火地域		敷地面積	m ²
構造	造	建築面積	m ²
高さ	m	延べ面積	m ²
階数	地上 階、地下 階	建蔽率	%
棟数・戸数	棟 戸 (内ワンルーム 戸)	容積率	%
※ 処理欄（この欄は記入しないでください。）			受付

誓 約 書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

建 築 主 住 所
氏 名

電 話 （ ）
印

設 計 者 住 所
氏 名

電 話 （ ）
印

工 事 監 理 者 住 所
氏 名

電 話 （ ）
印

工 事 施 工 者 住 所
氏 名

電 話 （ ）
印

新潟市 区 に建築を予定している建築物については、
「新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づく市長の指導に
従い、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 当該建築物による電波及びその他の障害については、近隣関係者と誠意をもって話し合い、その解決に努力いたします。
- 2 建築工事にあたっては、現場の安全監理、危険の防止、騒音、振動の防止及び通行者に不当な迷惑をかけないように努力いたします。
- 3 当該工事に起因して発生した隣接家屋の損傷については、誠意と責任をもってその補償にあたります。
- 4 工事施工者が未定の場合においては、工事施工者決定後に本誓約書の内容を共有するとともに遵守します。

説明会の経過報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

建築主 住所
氏 名

電話 ()

設計者 住所
氏 名

電話 ()

施工者 住 所
氏 名

電話 ()

新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱第8条第2項の規定に基づき、事前説明の経過を報告します。

[illegible]

年	月	日	氏名	説明、質問、要望、回答事項等
今後、予定する近隣関係者との協議事項等（注４） （箇条書してください。）				
近隣関係者の代表者等による内容確認				確認者氏名

- （注） 1 近隣関係者の代表者の署名が得られない場合は、その理由書を添付してください。
- 2 出席者名簿及び住宅明細図に出席者を色別したものを添付してください。
- 3 別紙「説明事項表」を添付してください。
- 4 別紙「説明事項表」において未説明の事項がある場合は、対応について記載してください。
- 5 この様式は、建築計画に対する同意や承諾を求めるものではありません。説明会の内容の適切性を確認するものです。

別 紙

説 明 事 項 表

建 築 物 の 名 称					
建 築 予 定 地 の 地 名 地 番					
説 明 事 項 （説明者は、○（説明済）、×（未説明）を記載のこと）					
	事 項	説 明		事 項	説 明
1	建 築 主		1 2	建 築 面 積	
2	設 計 者		1 3	延 べ 面 積	
3	工 事 施 工 者		1 4	構 造	
4	用 途 地 域		1 5	最 高 の 高 さ	
5	防 火 地 域		1 6	最 高 の 軒 の 高 さ	
6	敷 地 の 形 態		1 7	基 礎 工 法 の 種 別	
7	建 築 物 の 位 置		1 8	工 事 着 手 予 定 日	
8	敷 地 面 積		1 9	工 事 完 了 予 定 日	
9	階 数		2 0	工 事 作 業 時 間	
1 0	各 階 の 主 要 用 途		2 1	工 事 作 業 休 日	
1 1	工 事 種 別		2 2	日 影 の 影 響	
2 3	工 事 の 危 険 防 止 及 び 騒 音、振 動 の 防 止 対 策	(内 容)			
2 4	第 4 条 に 規 定 す る 住 環 境 保 全 に 努 力 す る 事 項	(内 容)			
2 5	そ の 他				

電波障害対策の説明経過報告書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

建築主 住 所
氏 名

電話 ()

対策工事 施工者	住　所 氏　名
-------------	------------

電話 ()

新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、事前説明の経過を報告します。

[illegible]

年 月 日	氏 名	質 問 、 要 望 、 回 答 事 項 等
今後、予定する近隣関係者 との協議事項等（注３） （箇条書してください。）		
近隣関係者の代表者等による 内容確認		確認者氏名

- （注）１ 近隣関係者の代表者の署名が得られない場合は、その理由書を添付してください。
- ２ 出席者名簿及び住宅明細図に出席者を色別したものを添付してください。
- ３ 説明項目チェック欄においてチェックのない項目がある場合は、対応について記載してください。
- ４ この様式は、建築計画に対する同意や承諾を求めるものではありません。説明内容の適切性を確認するものです。

電波障害対策計画書

1 障害対策方式の方針	
2 障害発生予測区域の自治会名と説明を行った日（予定日）・説明の方法	
3 工事予定期間	本体工事 年 月 ～ 年 月 電波障害対策 年 月 ～ 年 月
4 その他	

（注）1 障害対策の範囲及び自治会名を明示した住宅明細図を添付してください。
2 説明を行った後、速やかに報告書を提出してください。